

北海道農業経営基盤強化資金実施要領

平成 14 年 10 月 31 日農経第 1646 号北海道農政部長通知
[最終改正] 令和 5 年(2023 年) 5 月 29 日経営第 245 号北海道農政部長通知

目次

- 第 1 趣旨
- 第 2 対象となる経営改善計画
- 第 3 資金の内容等
 - 1 貸付対象者
 - 2 貸付金の使途
 - 3 貸付金の最高限度額
 - 4 貸付利率等
 - 5 償還（据置）期限
 - 6 貸付方式
- 別紙 農業経営基盤強化資金の融資対象

第 1 趣旨

本要領は、効率的・安定的な経営体を目指して、農業経営基盤強化促進法等に基づく認定に係る農業経営改善計画等を達成しようとする農業者に対して融通する長期資金である農業経営基盤強化資金（「スーパー L 資金」と略称する。）について定めるものである。

第 2 対象となる経営改善計画

本要領による支援の対象となる経営改善のための計画（以下「農業経営改善計画」という。）は、次のとおりとする。

- ① 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画
- ② 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 5 の認定に係る経営改善計画
- ③ 果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 3 条第 1 項の認定に係る果樹園経営計画

第 3 資金の内容等

本資金の貸付対象者、貸付金の使途及び貸付条件等は次に掲げるとおりとし、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫が定めるところによるものとする。

1 貸付対象者

- (1) 又は (2) に掲げる農業者及び当該農業者に転貸する農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (1) 第 2 に定める農業経営改善計画の認定を受けている者（ただし、簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）に限る。）
- (2) (1) の認定を受けた法人の構成員であるか又は構成員になろうとする者（ただし、当該法人への出資金等を借入れする場合に限る。）

2 貸付金の使途

農業経営の改善を図るのに必要な次に掲げる資金であって、その具体的内容は別紙に例示するとおりとする。

- (1) 農地（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 43 条第 1 項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第 2 条第 1 項に規定する農地を含まない。以下同じ。）等の取得に必要な資金
- (2) 農地等の改良等に必要な資金
- (3) 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得に必要な資金
- (4) 農産物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成、取得に必要な資金
- (5) 借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等に必要な資金
- (6) 家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- (7) 負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

3 貸付金の限度額

貸付金の限度額は次のとおりとする。

ただし、2の（7）の資金については次の額の5分の1を限度とし、2の（7）の資金とその他の資金の合計額が次の額を超えないものとする。

- (1) (2) に掲げる貸付け以外のもの

① 個人 3億円

ただし、次のいずれかに該当する場合は6億円

- ア 経営が複数の部門にわたる経営体又は経営部門を増やす農業経営改善計画を有する経営体
- イ 主たる従事者を複数有する経営体又は計画期間中に複数有することとなる農業経営改善計画を有する経営体
- ウ 当該経営体の所在する地域の状況により、相当の規模拡大をもって地域の担い手となることが求められる経営体

② 法人 10億円

ただし、次の要件を満たす場合、それぞれに掲げる貸付限度額とする。

- ア 民間金融機関から資金調達が行われる場合

(注) 経営改善資金計画書（北海道農業経営改善関係資金取扱要領（平成 14 年 10 月 31 日付け経営第 1601 号北海道農政部長通知）第 3 の 1 の（1）に定めるものをいう。以下同じ。）において民間金融機関から資金調達が行われることが確認できる場合等

次のうち、いずれか低い額

- (ア) 20 億円

(イ) 経営改善資金計画書の目標売上額の 2 倍に相当する額

- イ 民間金融機関から設備資金の資金調達が行われる場合

(注) 経営改善資金計画書において民間金融機関から設備資金の調達が行われることが確認できる場合 等

次のうち、いずれか低い額

- (ア) 30 億円

(イ) 経営改善資金計画書の目標売上額の 2 倍に相当する額

(ウ) 民間金融機関からの設備投資資金の調達額の 2 倍に相当する額

(2) 震災対応型資本性貸付け（主要な事業用資産について、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）の影響により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた農業法人（市町村長等の事情によりこれにより難い場合は、証明に準ずる確認を受けたものを含む。）であって、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者を対象とする、償還順位を他の貸付金債権に劣後させる等の特例を設けることにより、金融検査上自己資本とみなし得る資本性資金の貸付けをいう。）については 5 億円

ただし、3 名を超える常時従事者数 1 名につき 5 千万円を加えることができる。この場合において、加算後の限度額は、当該法人の経営改善資金計画書の目標売上額の 2 倍に相当する額又は 10 億円のいずれか低い額とする。

4 貸付利率等

(1) 株式会社日本政策金融公庫の貸付利率については、株式会社日本政策金融公庫が定めるところによるものとする。

(2) 道は、農業者の借入金利率を貸付金利水準以下とするために、農業者へ利子助成を行う市町村に対し、別に定める率により、利子補給を行うものとする。

なお、利子補給事務については、北海道農業関係制度資金に係る利子補給等の事務取扱要領（昭和 50 年 11 月 7 日付け農経第 806 号農務部長通知）及び北海道農業経営基盤強化資金利子補給費補助金交付事業実施要領（平成 22 年 7 月 9 日経営第 485 号農政部長通知）に定めるところによるほか、農業経営基盤強化資金に係る利子補給等事務について別に定めるところによるものとする。

5 償還（据置）期限

償還期限 25 年以内（うち、据置期間 10 年以内）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 121 条第 1 項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 132 号）第 12 条第 1 項に規定する者であって、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限 28 年以内（うち、据置期間 13 年以内）とする（令和 6 年 3 月 31 日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。

6 貸付方式

本資金の貸付けは、株式会社日本政策金融公庫又は同公庫の受託金融機関から農業者への直接貸付けのほか、必要に応じ農業協同組合又は農業協同組合連合会を通じた転貸による貸付けも行い得るものとする。

附 則（平成 29 年 4 月 21 日経営第 120 号）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 26 日経営第 175 号）

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この通知の施行の前日に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年（2020 年） 5 月 28 日経営第 392 号）

この通知は、令和 2 年（2020 年） 5 月 28 日から施行し、令和 2 年（2020 年） 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年（2021 年） 5 月 7 日経営第 198 号）

- 1 この通知は、令和 3 年（2021 年） 5 月 7 日から施行し、令和 3 年（2021 年） 4 月 1 日から適用する。
- 2 この通知の施行の日前に、主要な事業用資産について地震の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者に対して農業経営基盤強化資金の貸付けの決定が行われた場合この通知による改正後の第 3 の 3 の（2）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の日前に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 121 条第 1 項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第 12 条第 1 項に規定する者に対して農業経営基盤強化資金の貸付けの決定が行われた場合この通知による改正後の第 3 の 5 の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年（2022 年） 6 月 1 日経営第 269 号）

この通知は、令和 4 年（2022 年） 6 月 1 日から施行し、令和 4 年（2022 年） 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年（2023 年） 5 月 29 日経営第 245 号）

この通知は、令和 5 年（2023 年） 5 月 29 日から施行し、令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日から適用する。

農業経営基盤強化資金の融資対象

基本的考え方

- ① 経営改善計画等に明示された具体的経営改善措置（経営安定措置を含む。）の実施に必要な長期資金に限る。
- ② したがって、生活に必要な経費等、農業経営の改善と関係のないものや認定された計画と関係ないものは、融資対象とならない。
- ③ また、単なる資金繰り資金も融資対象とならない。
- ④ ※の資金使途については、法人及び青色申告をしている個人のみを融資対象とする。

貸付金の使途の例示	具体的事業内容の例示	備考
1. 農地等の取得	○農地、採草放牧地の取得 ○未墾地の取得	自己の経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
2. 農地等の改良等	○農地等の改良、造成、復旧、保全	自己の経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
3. 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得	○農業生産用施設 農舎、畜舎、家畜排せつ物処理施設、蚕室、たい舎、農作物育成管理用施設、牧さく、排水施設、かん水施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、農機具、運搬用機具 ○経営管理用施設 農業労働力確保施設、事務用機器、事務所 ○生産・経営環境保全施設 畜産環境保全林、畜産物搬入道路、発電施設、農業生産環境施設	自己の経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
4. 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得	○農産物乾燥施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設 ○需要開拓施設、地域資源整備活用施設、未利用資源活用施設 ○体験農業施設・交流促進施設 ○流通販売施設 ○観光農業施設	自己の経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
5. 借地権、施設等の利用権、特許権その他無形固定資産の取得等	○営業権、特許権、登録新品種にかかる権利、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ、水利権、電気ガス供給施設利用権、地上権、熱供給施設利用権、水道施設利用権、電話加入権、テナント権利金、自らの経営に密接に関係する法人に対する出資金その他の無形固定資産 ○調査研究、開発費その他の繰延資産	決算書に無形固定資産、繰延資産として計上しないものは対象外
6. 家畜・果樹等の導入、借地料・賃借料の支払い その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金	○家畜の購入・育成費 ○果樹・茶・多年生草本・桑・花木の新植・改植の費用及び育成費 ○農地等の借地料、事務所賃借料、機械・施設のリース料 ○規模・売上・販路の拡大（立ち上がりを含む。）、作目転換等に伴い必要となる初期的経営費用 ○個人経営を法人経営に移行させるために必要な資金（登記費用等） ○農業者が法人の構成員として営農するため、法人に参加するのに必要な資金（出資金等）	自らの経営以外において使用することを目的とする場合は対象外 経営改善計画期間中に必要なものに限る。 当該経営体が認定を受けている場合に限る。 当該法人が認定を受けている場合に限る
7. 負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金	○負債の整理 ○資本構成を是正するのに必要な資金 ※ ○法人構成員の脱退に伴う持ち分の払い戻しに必要な資金 ※ ○緊密な取引関係の維持を目的とした関連会社の出資金を保有するために必要な資金 ※	経営の安定に真に必要な場合に限る。 制度資金は対象外 金融機関の取引離脱による肩代わりは対象外 資本構成の悪化の原因が、放漫経営等正常な経営によるものと認められない場合は、対象外 当該法人が認定を受けている場合に限る。 関連会社は資材の購入先、生産物の販売先に限る。 上場株式の取得等投機的目的の可能性のある場合は対象外